

R D最終処分場問題自治会長会議概要  
(小野、上向、赤坂)

日 時：平成21年4月30日(木) 19:30~21:35

場 所：栗東市役所 第一会議室

出席者：(滋賀県)山岡管理監、上田室長、梶岡参事、井口副参事、卯田主幹、木村副主幹、  
谷川副主幹、鵜飼副主幹

(栗東市)乾澤部長、竹内課長、今村室長、太田主幹、矢間

(地 元)(小野)自治会長、ほか1名

(上向)自治会長、ほか4名

(赤坂)自治会長、ほか8名

北尾団地、栗東ニューハイツ、中浮気団地、日吉が丘は欠席

(県会議員)三浦、九里、木沢

(市会議員)田村、太田、山本

(マスコミ)11名

(その他傍聴者)約7名

(全出席者 約50名)

## 1. 主な意見

### (周辺自治会合同説明会)

- ・周辺住民合同説明会には知事が出席すべきである。
- ・合同説明会は、周辺7自治会のほか、学区が同じ自治会にも参加を呼びかけてほしい。
- ・合同説明会では7自治会だけではなく、栗東市民すべてが発言できるようにすべきである。
- ・7自治会の説明会でもまとまらないのに、栗東市民すべてが対象で発言するとなるとぐちゃぐちゃになる。

### (地元説明資料)

- ・今日の資料(A4横長、「RD最終処分場問題について」)に「総水銀は土壌由来」などと書かれているが、これは県の見解であり、住民は納得していない。こういう資料を出すとそれが一人歩きしてしまう。こんなやり方はおかしい。
- ・地元説明会で使用する資料は、県の見解だけではなく、それ以外の見解についても併記して提示してほしい。

### (第三者を交えた協議の場)

- ・県は住民とのコミュニケーションができていないのにどうするのか。
- ・県案を抜本的に見直すことができるのか。
- ・県の「よりよい原位置浄化策」を引っ込めて、白紙に戻して議論しなければ住民は参加しない。
- ・我々の自治会は県案に反対しており、「協議の場」で話し合いがそういう方向に行く可能性があるのならば、我々も話し合いの場に出ていくと思う。
- ・「協議の場」では、県案だけでなく、住民が要望している案も検討する姿勢がほしい。
- ・上砥山の住民は「全量撤去」で一致しており、県が(不作為を)痛感して前向きに考えない限り、何をやってもダメである。

- ・第三者が入ってもいいが、行司役ではなく進行役でやってほしい。
- ・特措法が延長できなかつたらどうするのか。

(本日の説明会)

- ・欠席している自治会があるが、都合のつかない役員がいるなら代理を立てるなりして出席してほしい。
- ・今日の会議は、県の説明を聞き、わからないことは質問をして、意見を求められたら自治会に持ち帰って後日回答するというふうにしようと思って出席した。

## 2. 協議概要

管理監(山岡):(あいさつ)

・・・周辺7自治会のうち、同意いただいたのは1自治会のみであった。栗東市も同意いただきましたが、7自治会の状況を受けて、県議会での話し合いを受け、こうした状況を重く受け止めるなか、こうした判断になったわけでございます。

本日はお手元の次第にございますように、これまでの判断、経過の説明について、そしたらどうするのかということについて説明させていただきたい。併せて5月の連休明けにございますが、中頃には地元住民の皆さん7自治会を中心とした皆さんに合同説明会を開催したいと考えています。本日は自治会長の皆さんにお集まりいただきまして、その運び方について、相談させていただきたいと考えています。本日お配りいたしました説明資料をもって5月の説明会にも望みたいと考えています。

主な内容でございますが、今年度予算にのせております緊急対策予算、これはどういうものかということでございます。もう一つはRD問題について冷静に客観的に話し合おう。そのために第三者を交えた中立的な話し合いの場を持ちたい。その場の持ち方についても今日、ご相談させていただきたいと考えています。

それでは、早速ですが説明に入らせていただきます。

県職員自己紹介：梶岡、上田、井口、卯田、谷川、鵜飼、木村

栗東市職員自己紹介：乾澤、竹内、今村、太田、矢間

司会(梶岡): 本日の会議はお手元の次第に基づいて実施したいと考えております。おおむね9時には終了したいと思いますのでよろしく申し上げます。今回は公開でお願いしたいと思いますが、今後は、皆さんのご意向を受けて公開にするかどうか判断したい。

次第(1)「これまでの経過と平成21年度予算の概要」について県から説明いたします。

副参事(井口):(対策案の説明)

お手元の資料「RD最終処分場問題解決に向けた今後の取り組みについて」を簡単に説明させていただきます。

1 ページのこれまでの取り組みということですがけれども、昨年度の経過について説明させていただきます。昨年4月9日に対策委員会の報告が対策委員長の方から知事に提出されました。この報告ではいわゆるA2案、まず全周を遮水壁、仮設ですけれども囲って、廃棄物を全量掘削して、分別して、半分は埋め戻すという案が推奨すべき案ということで報告されています。それを受けまして5月11日に知事と住民の意見交換会を栗東の中央公民館でさせていただきました。5月15日ですが、実施計画の基本方針の公表ということで、県議会の環境農水常任委員会に知事が出席して対策委員会の報告にありましたD案でございますけれども、遮水壁で囲い、覆土をする中の汚れについては、井戸で汲み上げて水処理施設で浄化するという案でございますが、これを基本とすると発表いたしました。それを受けて、5月28日から地元説明会に入らせていただきました。それと併せまして、そもそもの原因者であるRD社および元社長等に措置命令を發出しております。8月からは2巡目の説明会をさせていただき、また元社長に対する刑事告発をさせていただきました。1巡目、2巡目ということで説明に回らせていただいたが、平行線ということもありましたので、県の方から、4つの柱ということで、県有地化の検討ですとか、それまで焼却炉については灰の洗浄ということだけを言っていたのですが、焼却炉自体の解体撤去をおこないますということとか、モニタリングについては住民の方を入れて監視委員会を作るとか、工事期間中の住民の環境に配慮するといっ

た4つの柱を入れて「よりよい原位置浄化策」と県では呼んでおりますが、10月におおむね3巡目になります説明会を開催しました。何とかこの案で同意していただきたいと申しあげました。そして、11月4日に各自治会および栗東市に対して同意いただきたいという文書を送付させていただきました。その結果でございますけれども、先ほど管理監からも説明させていただきましたが同意いただいたのは北尾団地の1自治会のみで、6つの自治会からは同意できないという回答をいただきました。栗東市では1月28日に付帯決議付きですけれども県案に同意するというような議決がされました。このような結果を受けまして、検討しました結果、2月5日に「よりよい原位置浄化策」にかかる当初予算は見送るということでそれを表明したということでございます。これが昨年度の経過でございます。

次、今後の取り組みということで2ページでございます。こちらでは「抜本対策に向けた取り組み」と「抜本対策実施までの当面の取り組み」の大きく2つを上げさせていただいております。まず、抜本対策に対する基本的な考え方ですが、3つ書いておりますが「地元住民の合意が得られること」、「効果的かつ合理的であること」、「産廃特措法による国の支援が得られること」。この3つを基本としております。最初の2つである「地元住民の合意が得られること」、「効果的かつ合理的であること」については、県と住民さんとだけですと平行線で膠着状態ということでしたので、中立的な第三者のお力を借りてそうした場を設けてはどうかと考えています。その内容といいますか、性格、運営方法、役割、どういう方にその場に入っていただくかなどは、住民の皆さんの意見を伺って、住民の皆さんも県も納得ができるような案にしていきたいと考えております。3つ目の「産廃特措法による国の支援が得られること」ということでございますけれども、1月末時点でもうタイムリミットぎりぎりという判断をしたわけで、それから既に3ヶ月ほど経っておりますので、産廃特措法の期限が24年度末ですので、だんだん時間的制約がきつくなってきているという状況です。期限延長が現実的な課題ということで、住民の皆さんとの交渉と平行して、産廃特措法の期間延長が国に強く要望するという、既に要望しているところでございますが、さらに強く要望していきたいというふうに考えております。以上が抜本対策でございます。

今後の取り組みですが、これが今年度やりたい事業でございます。目的としましては、抜本対策するためにはどうしてもある程度時間がかかるので、それまで放置できない生活環境保全上の問題について対策を行うということでございます。概要については下に書いてありますが、資料4、5ページをご覧ください。これは、3月15日の環境農水常任委員会で説明した資料でございます。全体の予算額で2億4千万円。そのうちの支障除去対策工1億8千万円が緊急対策工になります。この中身については5ページの図面を元に説明させていただきます。

まず - アについてでございます。調査設計5千万円ということで有害物の調査、ここでは19年度に実施したケーシング調査の写真を掲載しておりますが、こういったものをやってはどうかというものでございます。具体的にいつやるのか、どうやるのかについては中立的な第三者を入れた場で検討していくというふうに考えております。設計につきましては、その他の緊急対策工をやるための詳細設計で、これらを併せて計上しております。

- イでございます。今2機ございます焼却炉の解体撤去の予算が8500万でございます。焼却炉の解体撤去については地元の皆さんの要望も強いとので、これについてはできるだけ早く設計なり工事なりに入っていきたいと考えております。

次に - ウの覆土工・水路工1800万円、これは平面図で黒く色づけされているところが、覆土されていない、廃棄物が露出している場所でございます。2万3千平方メー

トル、処分場の4割くらいになりますが、土なりシートなりで覆うことで、飛散や雨が降って廃棄物に触れた水が外に流れ出さないようにしていきたいと考えております。水路工というのは、水がうまくはけずにたまと、地下にしみこんで地下水汚染につながりますので、雨水が速やかに排水されるように補修等を行いたいと考えております。

- エでございます。仮置き廃棄物の適正管理ということで、平成17年度と20年に掘削調査で出てきましたドラム缶等の廃棄物が現在、建物の中におかれておりますが、これをもう少しきちっとした形で管理したい。具体的にはもう少しちゃんとした入れ物の中に入れたいということでございますが、そういったことを考えております。掘削調査で出てきた廃棄物が9000立方メートルほど山になって積まれておりますが、ブルーシートで覆われていますが、あのシートもだいぶ傷んできておりますのであのシートのやりかえを行いたいということでございます。

次の下水道接続ですが、現在あります水処理施設を動かしまして、少しでも中にある汚染された水を汲み上げて、きれいにしたいと、そして処理した水を下水道に接続したいと考えてその経費を計上しています。下水道に接続するためには、栗東市の公共下水道に接続する必要があるのですが、事務的な手続き等含めて栗東市と相談して進めたいと考えております。

西市道側法面工ですが、急斜面になっていて掘削調査したところはブルーシートがかけてありますが、廃棄物が露出しているところやブルーシートがやられているところを、もう一度ブルーシートをやりかえるかそういうことで廃棄物に雨水が直接ふれないような形にしていきたいというふうに考えております。

の周辺環境影響調査1500万円と書いてありますが、これは、周辺モニタリングで毎年実施しているところでございますが、今年度はもう少し範囲を広げまして、主には地下水ですが、より広い範囲で確認したいと考えています。このようなところが緊急対策の概要でございます。

3ページは概略の手順案として提示させていただきました。地元の自治会さんには今日がスタートということになりますが、どういう形になるかはこれからいろいろ意見を聞かせていただき、意見交換をさせていただくと。これらをふまえて第三者を交えた場を設けて話し合いをしたいと。有害物調査についてはその場で決めていきたいと。緊急対策については設計なり工事なりをやっていくということですが、焼却炉についてはやってほしいという声を聞くのですが、例えば覆土についてはしないでくださいという声も聞いておりますので、そういうことも含めまして緊急対策をやるのは、また地元のほう、自治会長さんに話させていただくとか住民さんに説明させていただいて、ご理解いただいた上で設計を進めるとか工事にかからせていただきたいと思います。

以上簡単ではございますが、これまでの経過と今年度やろうとしていることについて説明させていただきました。

司会：引き続きまして、「RD最終処分場問題について」という冊子についてご説明をいたします。

室長(上田)：先ほどの説明の中で、中立的な第三者の力を借りる場を設置して、今後の抜本的な対策について協議を進めさせていただきたいと説明させていただいたところですが、どういう課題があるのかというのをまとめた資料が、こちらの資料でございます。処分場の概要、どういう施設として許可したのかということについて、7自治会のうち5自治会が新しい自治会長にお代わりになったということでそういう意味も込めて整理し

たものでございます。かいつまんで説明をさせていただくと、資料の7ページ～8ページを御覧いただきたいのですが、8ページが黄色になっているのですが、これはRD社の経営破綻後の経過を整理したものでございます。そして11ページがRD社が経営破綻した以降の取り組みについて整理しております。右上に「新たな局面」とかかかれているわけですが、経営破綻してから、県としましては「RD最終処分場に関する課題」ということで「ドラム缶問題」「環境汚染問題」「施設管理問題」「責任の追及」という大きなくりの中で「対策委員会」と「技術検討委員会」これは専門委員会とみていただければいいのですが、「RD最終処分場実施計画(案)」を作って、県の環境審議会にかけて、環境省同意をもらって、是正工事をやりたいというのが当初のもくろみがございました。今はRD最終処分場対策実施計画の一手手前の段階までできているということをお示ししているものでございます。11～12ページは県と栗東市で実施しました調査を簡単にまとめております。14ページには掘削調査の状況をまとめております。15ページ～17ページは西市道側のドラム缶調査、その出てきたドラム缶の写真。17ページは20年2月に実施した追加調査の概要をとりまとめています。19ページはどのようなものが出てきたかということについて簡単にまとめております。20ページについては住民の皆さんと少し意見が違うところだと思っています。たとえば有害物質ヒ素が地下水、浸透水から出ておりますが、想定される原因の中は土壌由来でないかと県では考えております。そうでないという意見も当然出てくると思います。もう一つは総水銀についても地下水、浸透水から出ておりますが、これも土壌由来でないかと県は考えております。こちら辺の議論については、中立的第三者のかたの場を借りて県としての主張、そうでないとの主張をしていただくことが大切かと考えております。少し書き加えていただきたいのですが、鉛の想定される原因については「廃プリント基板、廃バッテリー」と書いておりますが「燃えがら」についても想定される理由でございます。地下水、浸透水から様々な有害物質が出ておりますが、なぜ土壌由来というかと言いますと、実施計画を立てると目標を設定します。例えばヒ素を止めますということで工事を行いますと、周辺からヒ素が出てきてもらっては目標を達成したことにならない。したがってヒ素については周辺からも出ていることから土壌由来ではないかと。滋賀県の中でもヒ素が出ている。私どもの詳しいものがまた、第三者の場で主張していくのかなと思うのですが、住民の皆さんと意見が違うことは認識しています。

21ページの対策工、23ページは対策委員会でのどのような議論をしてきたか、支障除去対策工について「原位置浄化策有害物掘削案」、「全量撤去処理土再利用埋戻案」、「粘土層修復案」そういうもので議論いただいたということで、26ページ～28ページにコストですとか工事の内容について整理をさせていただいております。そういう中で先ほど井口から説明させていただきましたが、4つの柱を作って、よりよい原位置浄化策の説明を29ページにまとめたものでございます。30ページ以降はそういう説明会の中で、皆さんからいただいたご意見を私どもなりにまとめたものでございます。現時点でのご意見、ご疑問等あるかと思いますが、昨年度の説明会の中ではこのような整理をさせていただいたということでございます。31ページ～35ページくらいまで整理させていただいております。こういうご疑問、ご意見についても中立的第三者のお力を借りて協議していくことがもっとも良いのではないかと考えています。

36ページには協議団体の推移と37ページには、周辺自治会の7自治会でどういう形で同意であったり、不同意であったのかということ整理をさせていただいております。38ページは県の対応状況の検証とイメージですが県はこういうことを考えていますということ整理しようとしているものでございます。今までの取り組みについていったん整理をさせていただいて、39ページでございますが、「中立的第三者によるコメント

と助言、「産廃特措法の延長」がどうしても必要ということで重要かと考えて、最後のページにさせていただいている。中立的第三者による取り組みについては、知事は決め方から考え方についても、住民の皆さんのご意見をお伺いした上で、ともに作っていくべきだという考え方をされておられますので、まずは本日の説明をスタートとして7自治会の皆さんに一同にお集まりいただいた上で、ご意見を聞いた上で、前へ進めていきたいというのが私どもの考えでございます。

今日お集まりいただいた皆さんから忌憚のないご意見をいただいて、私どもが計画しております7自治会の合同説明会で反映させていただく。その上で、また各自治会の方へ説明にこいと言うことであれば、また私どもが合同説明会と同じ内容になりますけれども、改めてご説明に伺ってご意見をいただいて、何とか良い方向に持って行きたい、という意味で本日の会議をお願いしたところでございます。本日、中浮気自治会、栗東ニューハイツ自治会、日吉ヶ丘自治会の方が都合が悪いということでご欠席でございますが、本日のご意見を整理した上で、それらの自治会の役員の方に説明させていただこうと考えています。以上でございます。

司会：本日は県の説明と協議の進め方について皆さんにご意見を伺うということで、次第2の今後の地元協議の進め方ということで先ほど皆さんにご説明しました中立的第三者についてのご意見、場の性格づけや運営方法、メンバー等についてのご意見をお伺いしたい。

住民：第三者という話だが、県としてはどういう立場の方というか目処はつけているのか。

室長：過去の経緯もあり、まずは住民の方のご意見をお伺いしたいと思っている。例えば学識経験者であればこういうことを思っていると言えるが、中立的とついていますので、作ってみて中立でないというのも困るので、まずは住民の皆様のご意見をお伺いしたいと思っている。

住民：ということは県としてはまだ誰かという具体的なめぼしはついていないということか。

室長：私どもがめぼしをつけてお願いしますということはない。

住民：われわれ地元住民としましては急に中立的第三者を地元から立ててください、あるいは推薦してくださいと言われてもこの場ですぐにできないし、これは時間が必要かなと思う。しかし、私が言いたいのは私は上砥山のものですが、去年の説明何回もこられたが、少なくとも上砥山は全量撤去でということで意見一致している。だから今日の説明会にけちをつけるわけではないが、いくらやってもらってもダメです。はっきり言って。無駄な時間です。去年も言ったでしょ。上砥山の公民館で説明会やったときいくら押し問答やったって無理です。だから私通知もらったとき思いついたのはいったい県は何を考えとるんやと。本当に前向きな形でね、RDの処分場のすぐ近くが私とこの家なんですけど一回住んでみなさい。県があれを公認したんですよ。その道義的責任感どうですか。だからこんなこと何回やっても無理です。第三者を選ぼうが何しようがダメです。結論を言って悪いが、早い話がそういうことです。県はいったい何を今日求めようとしているのか。同意をしるということを念頭に置いているのか。

室長：今日お集まりいただいたのは去年までよりよい原位置浄化策を進めていたのだが、もう一度地元の方と十分な話し合いをして生活環境保全上の支障が出ていますのでそれを防止する対策を検討する必要があります。そのなかで7自治会全体の説明会をまずはさしただきたい。全体の説明会で出さしてもらった資料やら考え方をご説明させていただいてご意見を伺いたいということでお集まりいただいた。今日決定するというのではなくて、産廃特措法が25年の3月で期限があつて、よりよい原位置浄化策の期限を考えますと相当限定的に難しい。今の状況で今年当初予算で10億ほど見積もりをし、県の姿勢をみせたうえで環境省の同意を得て産廃特措法にのせたいという思いがあつたが話し合いが不十分で同意を得られなかった。そのなかで、引き続き抜本的な対策をとりたい。そして引き続き話し合いをしたいというなかで、県と住民が対峙するという形では良くないだろうということで、中立的な方の助言やコメントをいただいて何とか話が前に進まないかという思いで今いるわけです。

住民：先ほどから聞いていると言っていることが全くちゃらんぼらんでわからない。お伺いするが、これからわれわれの意見を聞いて県の決められたことと違う方向に持つて行くことはできるのか。われわれもそうだが自治会ほとんどが県の案には反対だ。冒頭にも言われたように7自治会のうち賛成は1自治会だけだ。他は全部反対だ。それを聞いていると言っていることが全くわからない。何か含みを持たせるようで納得させようとしているようなことばかりだ。

管理監：今日お伺いしたのは5月中旬に地元住民の方にお集まりいただき、昨年来3度にわたり各自治会におじゃまして何とか今年からしたいと同意要請しました。その顛末が10億の予算見送りという結果。その間の顛末や今年何をするかなど皆さんにきちんと説明する義務がある。5月中旬に地元の合同説明会をやる準備を進めていますが、その運び方や、どういう方々に集まっていたか、日どりはいつがよいかなど事務的な話も含めて。恒久的な対策工をどうするかを絞り込み合意と納得のうえ絞り込む作業は県としては必要。県民の税金を預かって進めていく上では説明していく必要があるし、一方では産廃問題で一番直近で苦しんでおられる方が納得しないのであれば何をしているのかわからない。そういう中で進めていきたいが、今日この場で意見交換は思っていない。

住民：県が示された案を抜本的に見直すということはあるんですか。

管理監：産廃特措法の延長がなければ、残された期限にできるように。県は特措法の支援がないと実施できないので、その中でどういう対策工があるのか現実的な問題も共通認識を持ってお互いに納得のいく対策工は何か中立的な第三者に入っていていただくと何とか絞り込みできないかわれわれは期待している。そのへんの考え方も5月中旬の説明会でも説明させていただきたいと思っている。

住民：以前も対策協議会を設置されて、そこで全量撤去が言われたのに、なぜ蹴ったのか全く不思議で仕方がない。私不思議に思うのは、これの前に県の調査委員会が開かれて、とんでもないことを県が発表された。そもそも原因はそれだ。当初、先生はじめて代表になっていただいたでしょ。調査していただいて、信用して全量撤去がいいと言われたのに全く無視された。どういうことか全く訳がわからない。

室長：そういうことも含めて、私ども硫化水素の調査委員会について、硫化水素の発生原



因については先程の 先生のご指導のもとできてきたものだと思っている。そやないというご意見については当事者同士話すより、中立的な第三者のお力をかりてまとめればよい。調査委員がまとめた発生原因はいろんな法律が変わっていく中で私は間違っているとは思わない。そのへんは中立的な第三者のなかで議論していけばよい。そうしないといつまでも当事者同士の議論のなかで、中に入る中立的な方に助言やアドバイスをもって話を前に進めたいと思っている。

住民：結局また同じことですよ。全く信用できない。

室長：硫化水素の調査委員についても県で決め、対策委員会も県で決めている。中立的第三者については十分な話し合いによって良い方向に向かうよう協議していきたい。

住民：資料の 5 ページ目。安定型最終処分場の概要の数量は現状ですか、許可時点ですか。

室長：許可レベルで記載しています。

住民：現状は書いていないですね。約 7 2 万立米ある。ここでは 40 万立米と。ここには書いていないですね。これは許可の時の数量であると。それともう一つ。土壌由来の話ですが、ヒ素とカドミウムと総水銀をおっしゃっているが、総水銀が 280 倍出たと。それも土壌由来と言っているのか。

室長：栗東市の NO. 3、NO 7 は私どもはふれていない。RD との因果関係はよくわからないという結論。そういう議論も中立的第三者の場でしてもらったらいいと思う。

住民：認識がおかしいと思う。NO.3 は総水銀だけじゃない。シス、ベンゼン、フッ素もでている。ビスフェノール A も一般河川の 3 万倍も出ている。それでいて否定しているのですね。NO.7 にしてもベンゼン濃度 2 2 8 0 です。ものすごい数値です。約 3 万倍です。ホウ素も出てます。総水銀なんて 2 8 0 倍ですよ。それにもかかわらず、土壌由来と言うのか。

室長：だからそういうことも含めて中立的第三者で議論していただければ良いと先程説明させていただいた。

住民：今日はこういうことをやったら時間が足りない。 さん言われていたこと。土壌由来なんてわれわれそう思っていない。だから一方的に書かれて説明されているということに対して意見を言っている。だから、この内容について合意も納得もしていない、疑問がいっぱいある資料だという前提でこの資料を受け止めていればいいんじゃないですか。また議論する機会があるのでしょ。

住民：だからそういうものを文書にしている自体がおかしい。

住民：撤回してほしい。こんな形で資料にしてもらったら困る。

室長：それについては、当事者同士、県の見解、住民さんの思い、第三者のコメント、第三者の中にそういうことに詳しい学識経験者にきていただいてやればよいと思う。

住民：そんな内容是对策委員会で十分に議論されたんではないんですか。結論をきっちり県がまとめずに勝手にこういうことが書かれている。何の根拠もない。とにかく今ここで議論している時間はない。これから議論する場もあるでしょうし。しかし、今おっしゃったことは理解してもらわないかん。こんなんでも資料出してはいけないですよ。

室長：資料の30ページ見ていただきますと遮水壁は漏水するんだと皆さんおっしゃってますよね。県は漏水するんじゃなくて外から中へ入れるんだと説明している。そういう説明をしている中で、やはり科学的知見というものを中立的第三者のなかで議論していただかないと前へ進まないという思いがございますことから、今土壌由来については対策工をうつつうえで、外に例えば周縁の地下水の例えばシス1, 2を環境基準以下にするという目標を設定する必要があります。その目標を設定したうえで達成したということになります。その中で処分場の中でヒ素が出てます。処分場の土壌由来であれば遮水壁をしても全量撤去してもこれは出てくる。そういう考え方を持っていますので、先ほど冒頭で説明させていただきましてとおり、中立的第三者の中で、科学的知見というものを信じて、そういう方にご意見をいただくことも大事なかと、そういう意味で説明させていただいたわけでございます。今まで、皆さんと話して、私ども聞かなかったということもあります。そういうこともあって、少し中に入っていて、中立的第三者のお力を借りるとというのが今回の私どもの説明の趣旨でございます。

住民：まだそういう段階じゃないでしょう。自然由来とかいうことを出さないでくださいよ。資料が一人歩きするわけですよ。言われるように第三者を入れて決めてから出てくるならいいけど、資料を勝手に決めて。

管理監：5月中旬の地元の合同説明会の場で、この(A4縦の)資料を使いたい。ただ、これ(A4横の資料)については当初から出すつもりはございません。今日は役員の皆さんにお集まりいただいたということで、あわせて補足資料として、経過など書いていますのでお出ししましたけれども。

住民：こんなの抜いてください。ちゃんと書いているのですよ、国が出している資料ですが、「周辺に発生源が存在しない。文献や過去の調査報告から自然的要因による汚染地域であることが以前からわかっていた。」そういうものがあって初めて、認められるのです。

管理監：それは何の資料ですか。

住民：国が出している資料ですよ。

管理監：地元の皆さんとの説明会では、この資料を基本としてさせていただきたいと思えます。

室長：中立的第三者の方の助言をいただくという中では、こういうことについても助言をいただいて科学的知見をしっかりとされた方が前に進みやすいと思うのですが、そういった考え方で。

住民：洗脳するようなことを最初から決めずに。

室長：学識経験者を私どもが洗脳できるという立場にはないと思いますので、科学的知見でしっかりお答えいただけると幸いです。

住民：今まで、失敗しているのはみなそれなんですよ。丸十年、次から次からみなこれですよ。

室長：ご意見として伺いたい。

住民：初めて参加させていただいた。今日は勉強しにきた。ところで、今、問題になっている資料について、5月中旬に全住民に説明会をやられるならば、もし資料の中に昨年度までの取り組みの中で、県が主張されている中身、それ以外のいろんな団体さんが出しておられる中身、違う点があるならば、資料として出されるならば、両論併記で、それぞれこの点についてはどう意見の違いがあるのだと、こういう形で資料を提示していただきたい。そうでないと、私どもは、どっちがどっちか聞かせていただいてもわからない。もし資料を出されるのであるならば、この資料を作り直していただけていただきたい。事実を直接お伝え願いたい。両論あれば両論を、3つ意見があれば3つというような形で、資料を出していただきたい。一方的な偏った資料が出てくると、おっしゃっているように資料が一人歩きしてしまう。

住民：5月中旬といわれたのですが、具体的には何日ですか。まだ、そこまでわからないですか。同じようなことばかり言うようで申し訳ないが、県と市もそうですが、地元住民とのコミュニケーションが全くゼロです。いい例言いましょか。帰って嘉田さんに言うといってください。上砥山の公民館にこられて去年説明会あったでしょ。上砥山は一斉に反対やったんです。A 2案ですから。県はD案です。これで物別れになった。明るる日のテレビのインタビューで嘉田さん何を言われてたんですか？「県の提案どおりD案でいきたいと思います。」よくあんなこと言いますね、あの人は。あれが県の最高責任者ですか。情けないですわ。と言うことはあの方の下で働いておられるみなさん方も同じですよ。だから説明会という形でもたれると、いつももめるのがそれなんです。説明会じゃないんですよ。私も去年言ったでしょ。説明の会ですか、説得の会ですかと。どっちかはっきりしてくださいよと。説得の会でしょ。

室長：それでね、そういう反省がございますことから中立的な第三者に助言いただく。そして、自治会の皆さんと県と話し合いを進めていきたいというのが、今度の周辺7自治会に説明させていただきたいような内容でございます。今までおっしゃるような一方通行やないかと、それではいかんので中立的第三者に入らせていただけて協議を進めるためにそういう方に入らせていただこうと、その中には科学的知見とか学識経験者とかそういうものにお詳しい方に入らせていただければいいんじゃないかと、それについては自治会の皆さんと協議さしていただけて最初からこれは県が勝手に作ったもんやという議論が始まりませんので、作るまでに十分議論さしていただきたいというのが私どもの思いです。

住民(上向)：この第三者はわれわれとしては、いつまでに立ててくださいというのを言われるのですか。

管理監：5月中旬の地元の合同説明会で今日の皆さんのご意見を踏まえて第三者を交えた中立的な話し合いの場をこういうふうにしたいという提案はさしてもらおうと思っている。

住民：ということは、5月の中旬には第三者という方は当然おられないですね。

管理監：最初はまず話し合い。地元住民のみなさんと当事者の県での話し合いの場についていただいて、この呼びかけをしたい。その上で最初にまず話し合うのは、このままの話し合いではちががあきそうにないし、去年の轍を踏むのもあかんから 第三者をどうするか、そのときにわれわれの考えを言えるように一定準備はしている。みなさんも話し合いのなかでいいアイデアや提案をお伺いできれば一緒に考えていこうと思っている。

住民：新聞では、説得させるようなことが書いてましたね。第三者……。確か知事もそうおっしゃってましたよ。

管理監：去年は特措法のリミットが目の前にぶら下がっていましたが、何とかそれまでに県の提案に地元の合意をいただきたい、そうせんと間に合わない、支援がもらえないというのがまずあって、ともすれば説得するつもりはなかったんですけども、強要するつもりはなかったんですけども、われわれの説明が押しつけとかそういうふうにとられた可能性はなかったとは言えない。決してわれわれは皆さんに提案してご意見伺おうとお互い合意できる内容をなんとか模索できないかと言うつもりで寄せてもらったつもりだが結果として反省するのはそういう部分があったのかなと。とりあえず、今回2月に判断が出ましたので、徹底して住民と話し合えと判断が出ましたので。この手段として一度第三者に入ってもらったらどやと当事者だけでやってもなかなかちあかんやろというお話もありました。その二つが県の方針として出てますので、そういう提案を皆さんにさしていただきたい。もう少し具体的にできるものならそうしたいと思っています。

住民：それとすいません。この協議会ですけどね、7自治会を対象に案内を出されたということをお聞きしてるんですが、お見えになってないところがありますね。最初にそれは説明もなかったのですが、それはどういうことでしょうか。

管理監：事前に自治会長さんに全部電話さしてもらって、30日でいけるという話で内部に決裁もろて、30日に上の幹部にもやりますよということで文書にも持って行かしてもらった、自治会長さんに。ほんなら、日が明けたらですね、ちょっと休みの都合がつかないとか、それぞれ自治会によって色々事情があったみたいですけども、その返事があった。北尾さんについては、別途話をさせてもらいました。ただ、皆さんとはまたうちの自治会の立場と違うということで。この場はあくまでも5月中旬の全体地元説明会の事前の段取りを話し合う場やというのなら意見云々の話ではないはずやから、じゃうちは遠慮させてもらおうということで今日は来ておられません。ということで、今日3つの自治会、先程も上田も言うたと思いますけども。

住民：中頃にですね、合同の協議会を、それには皆さん集まられるのですか。コミュニケーションが全然とられてないじゃないですか。そこで、原点に戻ってもう一度納得を得るとおっしゃるけれども、そこらからしてですね、全然できてないと思いますよ。どうなさるんです。

管理監：それについては、幅広く、今日、事前にこうやって段取りについてのご相談ということで寄ってもらったのも、5月中旬の場にですね、幅広く集まってもらえるようにどうしたらいいやろ、周知の問題もございます。今日お配りした資料の中にさっきあかんと言われた資料は抜きますけども、それ以外は5月の地元説明会の場で使う資料として今思ってます。こういうものを事前にお配りしてですね、こういう説明させてもらいたい。それで今日色々足りない部分があったので、そういうものについては、資料をつけなあかんと思ってます。

住民：先程ね、皆さんがおっしゃるように資料自体が、出来ばいが県の一方的な資料なんです。我々全然認められない内容の資料。ですから、それもここに出す場合はこれでよいでしょうかというような、もっと最初からも協議をなさったらどうですか。全然今までと変わってませんで。第三者にもこれ渡されると思いますが、第三者と言ったって今までから関わってこられた人じゃないからわかりませんわ。これが基礎になると思います。

管理監：今日の場合というのは、我々この2月に最終案が出てから、新年度になったらまずい一番に地元の皆さんに今回の判断の経緯なり、じゃ、新年度何すんねん、その説明せんなん。こういった場合というのは5月中旬やと思っています。ただ、新しい自治会長さんなり、ご挨拶にうちの職員寄せてもろたら、いっぺんちょっと事前に自治会長さんに相談するような情報交換する場がほしいなというようなお話があったように聞いています。それでこの場を持たせてもらったので、これを最初からこういう場をもちたいと想定したものではありません。そういう意味合いがあったんですけど、それやったら事前に5月中旬に思っている内容について、皆さんにオープンに、今、さんが言われたように事前に相談するのは・・・。当日にこのままの資料を使っていたら、それこそまた皆さんにそっちの方でやられる。それで紛糾してしもて、肝心の議論ができないようになりますんで、今日色々ご指摘もいただきましたんで、それも踏まえて5月中旬は是非、そういう合同説明会の場ではほんまのコミュニケーションを取れるようにスタートが切れるように努力したいと思っています。

住民：ちょっと、2つ質問。まず、今日欠席されてる自治会はあらかじめ連絡は聞かれてるわけですね。

管理監：電話ですが、はい。

住民：どことどこと。その時にその欠席される自治会の役員の方には5月の中旬ぐらいに合同説明会を行うという通知をしておりますの、県としてはね。それは連絡はもうされてるんですか。これからですか。

室長：今日の話、やはり今日ご欠席の自治会の会長さんですとか、役員さんに報告した上で思っております。今日お集まりいただいたのは、こういう意見が出ましたというのを整理した上で自治会長さん、それから、役員さんに時間をとっていただいて説明させていただいた上でこの冒頭の説明会をやっとできるんやというふうに思ってます。

住民：ということは、今日の欠席の状態においては、まだそれは了解されてないわけですね、欠席の自治会の方に。もうひとつ。その5月の中旬の合同説明会には、嘉田さんは

来られるんですか、同席されますか、予定。

管理監：今はその段取りはまだ、そういうことも含めて内部で話してますんで。

住民：ひとつだけ要望ですけど。必ず同席するように言ってください。皆さん方の方から。そんな知事たるものが逃げてたらダメです。そんな人の命に関わることをね。絶対ダメですよ。許しませんよ、それは。だから、わたしらこの去年の説明会にも言ったでしょ。新幹線の問題ばかりに必死になって力を注いでね、人の命に関わることを置き去りにしてきたのと違うかということをやったでしょ。覚えておられるでしょ。上田さん、忘れたんですか。

室長：だから、早く対策を打ちたいと思っております。

住民：不満を言ってるわけじゃないんです。だから、・・・こともあって、必ず5月中旬の合同説明会には知事に同席するように。

管理監：今のお話持って帰らせてもらって、協議したいと思います。

住民：　　です。初めてこういうところに寄せていただいて。7自治会で6自治会会長替わられたということで、何回も　　さんという方が足を運んでいただいたわけです。今日は出席かと思ってたんです。30日が一番・・・。当初は、土日はちょっとつまっとった。それと併せて5月の9日、10日どうですかということでお聞きしとったんですけど、それもダメやということでそれも断りました。第1案が5月7日、8日ぐらいが前の日でも結構ですということで連絡をいただきまして、7日か8日ぐらいになるやろうと思っとったんです。それで　　さんが来られてこういう話が出てますということは連絡させてもらいました。それで、今日出席がされてませんで、ちょっと聞いたところによりますと自治会長替わって初めて一人で行くのは不安やと。私も不安なんですよ。それで自治会の役員も書いてましたので、新役員、上向の、1人だけ欠席なんですけども、　　さん。日が悪かったら、替えな仕方ないなということもお聞きしてたんですけども、やっぱりこういう大勢の中で記者も来られてるとということで全員ですね、自治会の誰かが代表があかなんだら、誰かが出席していただいて、揃ってこういう場を持っていただきたいなあこう思ってます。

住民：そういう文章で出されたときに6自治会の方々は同意しておられますよと、あなたの自治会も同意してくださいと。出席してくださいという文章だったんでしょ。そのような文章出されたんですね。そういうの書かれてると聞きましたけど。それがおかしいですよ。本当にみんなに当たってしてるんじゃないんじゃないですか。

住民：県が出された文章、私たまたま持ってきておりますので。滋賀県琵琶湖環境部長名で7自治会・・・。タイトルがRD最終処分場問題に関する周辺自治会長会議の開催について(ご案内)。全部読んでいいですか。

平素はRD最終処分場問題の解決に向けて、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、RD最終処分場の対策工につきましては、昨年度、「よりよい原位置浄化策」について、地元住民の皆さんに説明させていただきましたが、周辺7自治会(北尾団地、小野、上向、中浮気団地、栗東ニューハイツ、赤坂、日吉が丘)のうち、

「よりよい原位置浄化策」に同意いただいたのは1自治会という状況でありました。このことから、県としましては、「よりよい原位置浄化策」に係る対策費用を21年度予算に計上することを見送り、対応策として、地元住民の皆さんとの話し合いを引き続きお願いすることとさせていただきました。そこで、こっからですね、周辺7自治会の自治会長の皆さんにお集まりいただき、これまでの経過等につきましてご説明させていただくとともに、地元の皆さんに対する説明会の開催など、これが言うてはる5月中旬の話ですよね、今後の協議の進め方等についてご意見を伺いたいと考えております。つきましては、下記により標記会議を開催したいと考えておりますので、何かとお忙しいこととは存じますが、ご出席いただきますようお願いいたします。なお、自治会の役員の方等で、あわせて出席が必要とご判断される方につきましても、本文書をもちまして、ご出席いただきますようお願いいたします。ということで、あと日時と会場と議題については、(1)これまでの経過と21年度予算の概要について、(2)今後の地元協議の進め方について、そして、その他で会議を公開で行うことにつきまして、ご了承をお願いいたします。

こういう形でいただきました文章です。そこで例えば、赤坂では私の判断で副自治会長に連絡してこういう文書をいただきましたということで、私初めてですし、状況わかりませんので副自治会長どうですかと声かけをしました。それから、併せて赤坂では、平成11年からここにおいでの方に赤坂における産廃問題対策推進会を結成しておりますので、毎年度推進員を自治会長が委嘱するということになっています。今年度も私の方で7名の方を委嘱させていただきましたので、うちではこの方を中心に産廃問題、このRD問題を取り組んでおりますので、ご案内、このように来ておりますのでどうですか、ご参加を呼びかけて皆さんご出席いただいているということで。今日の会議の中身を私が理解しましたのは、過去の昨年までの経過について説明をいただくんだらうと。ここにはいろいろな意見の違いもあるの知っております。ということで、こういう資料あったんですね。だから、この資料については、先程申し上げたように両方あるのならば出していただいて、こういう意見の場合がありましたら、経過報告はしてほしいなというように思います。こっちから一方的ですよと言う声が出るのはやっぱりおかしいと思います。それから、その次にもうひとつはこれからどうするの、地元協議の進め方についてということで、第三者委員会の設置やとか当面予算の設置やとかそこらについての説明があるんだらうなと。もし、意見求められたら、私個人ではどうしようか、ここは今日はお聞きし、質問はさしてもらいながら後日自治会としての意見をまとめてお伺いした方がいいんだらうなというふうに思って今日は出席しているということでございます。文書はこのとおりです。

住民：聞いているのとちょっと違いました。それについては誤りがあるかもしれません。ただ、ほかの自治会の2名と出会いましたので、その場で2名から6自治会は承諾しているんだけど、おたくさんも参加してくださいというふうな文章だったというふうに聞いてますんで、それは間違っているかもしれません。それが間違いであれば、訂正させていただきます。

住民：今日初めて聞いたんですが、全体の会議でね、こういうメンバーじゃなくって、地元からとにかく参加される方をとにかく参加してもらおう。非常に大勢な場なんですね。どういう形ですか。

室長：具体的にはですね、私が申しますのは、中央公民館ございますね、ああいうところにお集まりを、できたら土日ですね、お集まりをいただいて、その上でご意見をまたい

ただくと。その中でまた自治会の役員さんにご判断いただいて、その内容について、もう一度自治会員に出席の情報をいただいてですね、もう一度いっぺん同じことでよいかから、もう一度自治会館に来て説明せいということであればまた寄せていただこうと思っています。

住民：個別に要望があればですが、うってかわって話し合いをされるんですか。

室長：去年までの反省の中でどこの自治会が先とかいろいろな議論もありまして、まずは一斉にやらせていただこうと。一斉にやらせていただいて、あとの自治会員の方で日程とっていただいて、同じ日に重なると替えていただきたいということをお願いしたいんですが、私共寄せていただこうと。こういう進め方でどうでしょうという・・・。

住民：これは今後の対策についての意見の話し合いでございますが、まず県のよりよい原位置浄化策ですか。私はよりよいと思ったことはないんですけど、それは別にしまして。この県がね、県の案ですね、これを白紙にした状態で会議をやっていたかかないとね、集まらないと思いますよ。先程から話出てますようにね、第三者が・・・とか問題がありますが、とにかく県は県の案をですね、とにかく住民にとにかく説得すると。こういう形であればですよ、住民ともね、本当に合理的な話し合いには僕はならないと思うんでね、これはもう日頃から端の方もおっしゃいましたけれども、これはもう住民は相手にしませんよ。まず、本当にね、本当にいい案を早く出していかなきゃいけないという現状ですからね。やっぱり、県案、住民は6自治会反対してるわけですから、この案をね、前提にして、それをとにかく押し込むというような姿勢では住民は対応しませんよ。だから、まず、私が申し上げたいのは、県の案は白紙にして、白紙にした状態でもう一回再スタートすべきじゃないかと。今はね、全量撤去ダメ、一部の自治会なり、市の調査委員会が提案された粘土層の修復案ダメ、とにかく県案しかダメなんだという姿勢なんですよ。だから、他のものをね、平等に取り上げて本当にね、良いところは取り上げてね、一緒に結束しようと、そういう姿勢じゃなくてね、とにかく県案だけをおいて、他のいろんな提案はだめ。対策委員会に出した全量撤去もダメだ、といろんな理由をつけられるが、理由についても改めて自分たちが、駄目だといった理由を、本当に駄目なのかどうかをもう一度、謙虚に検討し直す必要があるんじゃないか。そういった余地は十分あると思う。そういった事を一切しようとせずに、県案が一番いいんだと、これは最近のいろんな県の委員会など見ていると、今だに県案が一番いいと考えていると、堂々と言われている。これだけ住民は反対してきているのにですよ。今そんなこと固執して、しかも全体会議をもう一回しようとするわけでしょ。そんなこと何回やっても駄目ですよ。

室長：今まで去年の5月からですね、県浄化策に対して、いろんなご意見をいただきました。漏水しても確認、保証できない。私共は漏水はこういう主張をしてきた。それは、住民の皆さんのご意見の中ではそうだ。県は説明してきた。今までもがっぷり四つになって膠着状態になったから、ここで、中立的第三者の人に、同じように話を聞いていただいて、そしてこれはこう解釈すべきだと、これはこうと違うかと、県の方が違うという助言もあると思います。住民のみなさんの言っている**行為**についても、こうと違うか、こうじゃないかという。それが、まさに中立的第三者の助言とコメントやと思うんです。今までの経過を踏まえて、今まで言ったこと以外でも、ここが心配だということをお願いいただいて、県がそれに回答する。それを聞いていただいて、どっちが、科学的知見



を持っているんだと。

住民：県案だけの検討じゃなくて、今まで提案されている内容を、住民が要望する内容をやはり検討すると、そういう姿勢をもってもらわないと。

管理監：いろいろ話し合いが出来るように、今、　　さんがおっしゃったことを含めて、十分考えさせてもらって、5月までには、そういう提案が、

住民：それは、はっきり言って下さい。県案にこだわらない。もう1回、住民と協議するという。

住民：知事が来んとあかんわ。こんな大事な時に。知事にちっとも伝わってない。あんたらがもっとしっかりして知事にほんまのこと言わなければ、知事が判断できない。

住民：繰り返しになるが、今、　　さんがおっしゃったフレーズ。まず、県案ありきではね、絶対駄目だと思う。この前の県議会で九里県議が知事に問うてますけれども、そこで言うラウンドテーブルでは、やはり住民が言う粘土層の修復案、有害物の撤去、それも平等にテーブルに載せましょうと、私は傍聴にいたんですけどね、このようにおっしゃってました。21年度の本予算を計上しなかったのは、県案を引っ込めたということ。だから、それはやはり今度は住民の案を優先して、協議してやっていく。そういう試案がなかったら、　　さんおっしゃるように絶対まとまらないと思います。

室長：今、　　さんがおっしゃったことにつきましては、32ページ33ページの中で、粘土層修復案が県案より安く、安全で現実的であるとかいうご意見があるという中で、当然そういうようなことを、また第三者協議の場で主張していただく、それが大事だと思います。また、有害物についても32ページで、今までおっしゃっていただいたことを、私なりの、うちの説明で、どこが足りないか言っていただいて、第三者協議の場で主張していただいて、県もそれにお伺いすると、いうふうなことを思っているわけです。だから、県案についてどうですかということは、中立的第三者のコメント、提案だけのコメントじゃなくてですね、おっしゃるように粘土層修復案がこれがこれだけでできてこれが一番いいんやというようなことを堂々としていただいていいと思います。

住民：第三者が入っていただいていいけれども、それは行司役ではなくて、やはり進行役でやっていただいて、県と住民とで話をつける。そういう整理でないとかかんと思う。

室長：今おっしゃったような進行役というような意味合い大事だと思います。それともうひとつは、県と住民のみなさんの議論の中に科学的な知見をもう少しはっきりさそうと。県の方もおかしいのであればそこをはっきりささなければならぬし、そこが大事だと思うんですよ。そうしないと話し合いが途中でよくわからなくなるので、どういう第三者協議をつくっていくというのをみなさんにご協力いただいて話し合いをまたしたらいいと思うんです。十分に話し合いをすればいいと思うんです。

住民：第三者のこれで今聞かせていただきますと、この中で県のD案と代わる可能性があるということですね。話し合いによってはね、D案が県の・・・わね。そやけども、第三者の中でですよ、A2案なりE案なりは、もっと違う案が出てきてもそれが認められ

る可能性はあるんですね。

室長：今まで、住民のみなさんからおっしゃっていただいたのは、A2案と粘土層修復案というものです。そういう中で、また、第三者協議の場の中です、どういう案が出てくるかというのは、少し私共も読めない部分があります。対策委員会の中では、A案からE案まで出していただいた部分がありますので、そういう中での議論かなあと思っておるんですけど。

住民：それでね、うちの自治会の中でもやっぱり反対、説明会よりも説得みたいな形で結論になったと。それは期限があるということで急いだという、先程県の方の説明があったんですけども、やっぱり話し合いを持ってもらうときにはやっぱり他の手としてね、この県の意見、今まで説明してこられた事に対して僕ら自治会は反対してるわけですからね、やっぱりそれに変わるような案が出てますわね。そっちに行く可能性があるということでしたら、話し合いに出て行くと思うんですけど、もう始めから県のこの案が出るということでしたら、どんな第三者のメンバーをね、どういうメンバーを選んでもらってもね、やっぱり、自治会の方は納得しない。

管理監：中立的な話し合いの場と言っているのは、地元住民の皆さんと県が同じ土俵にあってですね、県だけがシャシャリあがって、一方的に説明するとか、いうのでなしに、対等に、いわゆる第三者を交えて話しようと、お互いの主張をぶつけ合って。いうことを考えてますから、今、おっしゃったように、そういう可能性、あり得ると思います。

傍聴者：私、一県民として、言わさしてもらいたいんですけど、

室長：ちょっと

傍聴者：ちょっと待ってください。それはですね、知事はいつも、私は学者と思うんですね。学者ってことは、おまえら黙っとれ、何も知らない卑下の間人は黙っとれ。そういうあれに……。ところが私に言わしたら、知事はその大地と、大宇宙の大気、それと人間との関係との哲学的なことを知らない。

室長：あの、申し訳ございません。私、周辺自治会の方に、話してますんで、また、終わってから、私お伺いします。私が。私が直接お伺いしますんで、ちょっと今日は他の自治会の方のお話を優先していただだけませんか。

傍聴者：次元がそこに行かないと、それは解決できないですよ。

室長：ちょっと、私がお伺いさしていただきますんで、今日はいただいている方のお話を優先さしてください。

住民：先ほど、管理監の話の中で、5月中頃の説明会のこととして、周辺7自治会を中心にとということをおっしゃいましたんですけども、中心にとということは、それ以外も含めてということ想定しておられるんですね。

管理監：対象については皆さんのご意見を聞いてですね、これは昨年来の経過で、同市域

全体を対象にという話もございました。ただ、我々、先ほど地元7自治会を中心という言い方は、あくまでもここにお集まりいただいた自治会長さんの自治会を中心ですね、それ以外に、対象の絞り方ですね。栗東市民全体をやろうという大それた思いはもっておりません。あくまでも、やっぱりこのRD問題については、一番苦労しているのは北尾なり、小野さんなり、上向さんなり。ほんまの直近の自治会から、それと周辺7自治会と思いますんで。やっぱりその思いをまず最優先に考えさしていただいて、それ以外にもこの人も来てもらったら良いという方がおられるのなら、あくまでも排除するものでもないし。

住民：あの、36ページに過去の協議団体の推移ということで書いてあります。これを見ても・・・というものの、当初はやはり合同対策委員会というのがあります。ここが中心になって県との話し合いを進めてきたわけですから。そういう経緯からするならば、7自治会だけというふうな、そういう言い方には疑問を持っています。それからもうひとつ、先ほどの上田さんの説明の中で、ひとつ確認さしてもらいたいことがあるんですけども、21年度の予算の概要の中で覆土というところがありましたけれども、その辺について、覆土と。それから元々お聞きしていたのは50cmの、バァーと覆土するというのを聞いてたんですけど、設計の中では覆土なりシートで覆うなりというふうなことを言われてたんですが、それは、ことに何か決めてるということで、私が聞いていたことと違うのかなという。ちょっとその辺、もう一度確認を、決めてないということ。

室長：すいません。まずですね、覆土については、工事的には最終になります。そのうえで詳細設計を組むわけです。詳細設計を組むうえでですね、議会の答弁の中で、手戻りが無いようにしたいということを申し上げておりますので、出来るだけ手戻りのない方法はどうかということで、その覆土だけはですね、恒久対策、抜本対策、どちらにしても一番最後にするものなんです。だから手戻りの無いようにどうしたら良いかというのをこれからまたお話し合いしながら決めていかないかと。ただ、いま廃棄物が剥き出しのところがございますので、そのまま放っておくわけにはいかないということで、最低50cm、50cmがいいのか20cmがいいのかよくわかりませんが、詳細設計したうえでですね。そして場合によっては、そのシートをもうちょっと頑丈なやつにするとかですね。そういうふうな考え方を幅広くもってます。

住民：また当日のことでいいんですけど、説明、ちょっと先ほど説明されたのでは、特にどれに決めたというようなことでないような印象を受けたものですからですね。

室長：それは、詳細設計したうえで、考えていきます。ただ、手戻りがあるといけないという、

住民：答弁しておられますよね。

室長：はい、そうです。

住民：それと覆土ということが、私はちょっと、一致しないように思うんですですね。というのは、過去の説明の中で、覆土してしまったら良土も廃棄物と同じ扱いということを知っておりますものですから、そうするとそれは手戻りの無いようにということと矛盾しないかなということですね。

室長：だから、出来るだけ手戻りの無いようにです。だから、一旦してしまうとですね、例えば仮に全量撤去になりますと出さならんわけですよ。まあ、上の方を取って、残土という、除けることが出来るかもしれませんが、そういうふうなことになるのか、どうなのかというのは、良く考えないかんかと。ただ、今のままでは、雨水が、雨が降って、その雨水がですね、公共用水域を汚すおそれがありますので、これは何とかしたいというような思いから覆土はしたいと。具体的は詳細設計をしたうえで一番効率的なものは何かということを考えていきたいと思ってます。

住民：ちょっと質問、教えていただきたいんですが、先ほど5月中旬にやるということですね。7自治会中心の住民対象の説明会。その範囲がまだ明確でないですが、全市民ではないとおっしゃってます。ただ、私がちょっと思いますのはですね、7自治会の中のいくつかは、栗東市になると学区体制。例えば葉山東学区。例えばこの学区の中でも、例えば地下水問題等々で、この例えば小野の自治会とか、ニューハイツとか赤坂以外ですね、関わっておられる、気にしておられる住民の方がおられるのと違うのかなと。当然、こういったところへの参加呼びかけはしていただくとありがたいなあということですね。いろんな思いをもっておられると思うんですね。これは県の方で呼びかけられるのか、栗東市の方でお願いすることになるのかわかりませんが、学区単位の活動ってというのは結構、栗東市の方ではおっしゃっていただいていますのでですね、そこらがどうなのか、ちょっとお聞きしたいなということですね。それから、もう一点はですね、先ほど県案が「よりよい原位置浄化策」問題が出てました。だから、例えば赤坂で言いますと、去年の11月30日に赤坂案は県案を否定しながら、地域調査委員会の案を総会で決めたという。もし意見を求められたらこの案で行きますよという意味答弁を例えば私はさしてもらおうことになるだろうと思うわけですね。住民の方にこういう説明会を県がやりますよと呼びかけたときに、どんな案でどうなって出てくるのかということ、赤坂の案ははっきりしてあるんやから、もし県のよりよいのこっちの方ですね、メインで来られるんやったら行ってもしようがないと、会議に出てるのみになってしまうだろうと思いますのでですね、中身についてもですね、もう一回そこらを整理していただきたいなというように。県案も生きてるなら生きてる。その代わりにその他の案も生きてるなら生きてる。という形で先ほど言ったように、今、別居した状態。それで第三委員の方に入ってもらって、それでこれをもう一回整理して、きちっと協議したい。何かそこらが見えてこない、(説明会に)行ってどうなるのかなという気がします。それから、第三者委員会の設置はいつ頃を考えておられるですか。それもわからないんで教えていただきたい。以上です。

室長：まず一つめですね、会議に周辺7自治会の皆さん以外の方をということにつきましては、私は基本的には傍聴をしていただくことが一番ベストかなと思います。やはり今まで平成10年からこの周辺7自治会で協議をしていただいておりますから、そういう方のご意見はやっぱり大事にしたいし。それ以外の方につきましては、傍聴席の中で、また時間があればですね、ご意見を受けたまわることはあるかもしれませんが、基本的にはこの周辺7自治会でお願いをしたいと思っております。傍聴は当然していただくように、来ていただくような形をとることもひとつの方策だと思っております。今日も傍聴席を設けてるわけですが。

住民：それで、それ申し上げたのは、ちょっと別件で地域で会議したときね、地域として

もこの問題を放っておけないなというご意見が出てました。関係自治会以外も。だからそれやったら、皆さん気にしておられるんやったら声かけていただいたらなあと。

室長：過去の経過の中から周辺7自治会との話し合いをやっぱりしっかりしたいと思っ  
ます。そういう中で、またそれ以外の方は、傍聴という形で参加いただくというのが一  
番いいのではないかと、私は今のところ思っております。

住民：傍聴ですね。

室長：はい。それと、もうひとつ、中立的機関、いつということについては、中立的機関  
というのはどういう機関やなあという共通認識を、まず、しっかりしないと、もう初め  
からボタンかけ外して進むこととなりますので、今の時点でいつということではなくて、  
まず、話し合いを、中立的機関の協議の場をつくるための話し合いというのを、また周  
辺自治会の方としっかり話し合いをしたいと。そのしっかり話し合いをしたうえで、つ  
くっていくのが一番いいことであって、そこを拙速にやったら、また当初に戻ってしま  
う。あんな中立的協議の場は中立的協議の場でないという議論になったら何してること  
かわかりませんので、そこは周辺自治会の皆さんもお時間として申し訳ないんですけど  
も、またその中立的協議の場について、ご議論をいただく機会をまた取っていただきた  
いなあというふうに思ってます。

住民：全体の5月中旬の会議では、その具体的なことは進めない。出ない。

室長：それは、そういうふうに思ってますということで、またご意見いただくなり、また  
自治会で、

住民：個別にまわって相談されるわけですか。

室長：それがですね、例えば今までの経過の中で、例えばA自治会はこう言ってはる。B  
自治会はこう言ってはる、C自治会はこう言ってはるで、そのABCがみんな一緒やっ  
たらいいんですが、その、どうも違う可能性もありますんで、そうするとやっぱり、そ  
の周辺自治会の方に、その例えば何人かの代表選手を送っていただいて議論をして深め  
ていく。それを、そこで決めたことにせずに、これは私の思いですよ。そこで決めたこ  
とにせずに、もう一回、自治会にフィードバックしてもらって、それでいいかというふ  
うな、非常に慎重な取り扱いを最初はしないとですね、やっぱり行き過ぎたやり方をす  
ると、また当初からボタンの掛け違いになってしまうというふうに思ってます。今の思  
いからすると、代表選手を一人やなくて何人か送っていただいて、そういう協議をし  
て行って、中立的第三者の場はこうやなど、いうふうな考え方を十分議論したうえで、  
そして一応、青写真みたいなものを作って、そこで決めるんじゃなくて、もう一回、  
自治会に帰っていただいて、それで自治会の協議していただいて、これやったらしょう  
がないと、いうふうにすることが一番いいかなと。ただね、時間がかかる可能性があります  
ので、そこらへんもちょっと、時間がかかりすぎるとまたそれはおかしな話ですか  
ら、そこら辺のこともまた協議をさしていただこうと思ってます。

住民：それでね、7自治会に限定して話を進めたいとおっしゃるけれども、その前にそれ  
でよろしいでしょうかと。どうしたらよろしいでしょうかということが・・・。それや

ったら決まりじゃないですか、7自治会で。どうしたらよろしいですかということ相談してもらうのか協議の場と違いますか。121自治会長おられるんです。栗東市にはね。その自治会長さんの署名でもってですね、栗東市全域にも、これは7自治会だけの問題じゃないぞと。飲み水は全員の問題だと。良くいえば琵琶湖にも影響しますし、京阪神にも影響する問題やと。だから少なくとも、これは栗東市全域に説明して、合意と納得を得るべきであってという署名をいただいております。それは、121のうちの80自治会長さんが、約7割ですね。そういう気持ちを持っておられた。それを最初からあなた方は、どうしたらよろしいでしょうかという協議の場でなしに、それで行きますよというような言い方ではね、それは駄目やと思いますよ。

管理監：先ほど、こういう考え方をしていますがということで、赤坂の自治会長さんが葉山（東）学区の話もおっしゃいました。そのことも含んでですね、もう一回内部で協議の場も踏まえて相談します。

住民：ひとつちょっと教えて欲しいのは、この7自治会というのは何が基準なんですか。その例えばRDの最終処分場を中心にして半径何キロという形ですか。

室長：平成11年ですね、平成12年だったと思うんですが、RD社がガス化溶融施設を建てる。それから硫化水素発生の中で、合同対策委員会というのをおつくりになりました。その合同対策委員会をお作りになったときに6自治会が関知をされまして、その中には上向自治会は入っておられませんでして、平成11年の12月です。その時に合同対策委員会で北尾団地自治会、小野自治会、中浮気自治会、栗東ニューハイツ自治会、赤坂自治会、日吉ヶ丘自治会、そして産業廃棄物処理を考える会とが集まって合同対策委員会をつくられました。もうひとつ上向自治会は周辺で残っておられました。その合わせますと7自治会ございますので、その7自治会とお話を過去から今までずっとさしいただいているということでございます。今、さんおっしゃったように、131自治会と全部、合意と納得という話になってくると、その影響度も大きく違うと思います。そういう中で私どもはひとつの対策工を打っていきたいと思ってます。ひとつの周辺7自治会の合意をいただいた、合意と納得をいただいた対策工を打っていきたいということについて、120というのが果たしてそのくらい広げていいのか。実際、そんなことうけとるかというような議論をしていかないかと思うんです。だから、ご意見を言っていただくなかで、傍聴席を設けて傍聴していただく。そして私どもホームページ等に意見をいただく。ホームページ等に意見をいただいたものについては、またフィードバックさせていただくというふうな方法をとらせていただくことが、この問題解決に進む道だろうというふうに思っております。それともうひとつは、やはり中立的第三者というものを設けないと、第三者という協議の場というのをなんとか皆さんにご理解ご協力いただいて、そういうものをつくっていく。そういうことにスタートを切っていて、そして話を十分して、そしてなんとか合意と納得がいただける対策を県として実施していくというふうなことを思っております。中立的第三者の場所ですから、中立的ということについては十分に話をしないと、その中立的でないということになれば、また話が戻ってしまいますので、そこは少し時間をかけさせていただきたい。皆さんにご理解ご協力いただいて、時間をかけて話し合いをさせていただきたいなというふうに思っております。

司会：お時間が大分過ぎてますので、最後にご意見をお願いします。

住民：先ほどから住民の納得していただく会議ということですが、ここに7自治会で不同意で上がっている内容。それをまとめられて、どこがいかなのかというのを、先ほど自治会長が言われてたと思うんですけども、どこがあかんか、県も思っていること、その中からそういうように内容を変えていいかというのをやはり上げて、そのうえでの説明なり、話し合いをされた方が、ただ単に、私が今まで聞いていると、県がなんとか納得をしてもらおうというふうにしかな聞こえてこないんですよ。だから、ここはこういうふうに替えましたという内容をつくられないことには、いくら説明会とか何とか言われても皆さん集まってこないと思うんです。やはり県はここまで直しましたというのを出していただかないと、今のままの状態だと同じことの繰り返しじゃないかなと。

室長：だから、同じことの繰り返しにならないように県が今まで主張してきたこと、それから住民の皆さんがご意見いただいたこと。全部、やっぱり出すべきやと思うんです。それだけやなくて、その時は言ってなかったけども、今まだ新しいことでこういう心配しているということも全部出して、それを中立的な第三者のお力を借りて、良い方向に進むようにしていきたいというのが私どもの思いです。

住民：願ってます。それを。

室長：はい。そういう中で、先ほど、行司やなくて、さんでしたね、進行役というふうなことをおっしゃったことについてもですね、まず進めるだけの役割で出してこいやというような意見も貴重なご意見やと思いますんで、そういうことも踏まえて、また議論をさしていただいて、なんとか中立的協議の場というものはどういうものやということが県と住民の皆さんで共通認識が図れるようお願いをしたいと思います。

住民：まあ、いろいろ時間の関係がね、あって、お聞きしたいことがたくさんあるんですけどね、特措法を活用するということが大前提なんですね。基本的なひとつですけどね。なにか今のこのお話し合いの内容からみてもですね、もし延長できなかつたら、これどうするんですか。あと4年ですか。4年足らずですよ。どうするんですか。延長できる見込みあるんですか。

室長：私ども、環境省にいろいろお願いしているんですけども、京都新聞の記事では割合なんか悲観的なことが出ておったように思うんですけど、やっぱり県としてはこれまでの取り組みからいいますと、これ、10年の時限立法です。15年から25年までの時限立法。それで国がおつくりをいただいたわけです。それで県は実質的には何年からやっていると、18年からやっています。というのは対策委員会つくって、RD社を潰れてからということになってますと。そこでもう15、16、17の3年間を損しているわけですね。その議論についてはもっと早く潰して、産廃特措法をかけるべきやったというご意見もあるかもしれませんが、私どもは事業者にやらせるというスタンスのなかで、17年まで引っ張ったわけで、そういう中でその産廃特措法が適用されないという県の事情を全部主張してですね、何とか国の方に、“うん”とお願いしたいというしか今のところお答えできない。

住民：そんなもん、もっと早く出来たはずですよ。我々もう何回も前から言ってたんです。早してください。早してくださいって、今やったら出来るさかいということで、もう何

回も言うたわけ。ちょっともせえへん。

室長：そこら辺の主張も、硫化水素発生した段階やと思うんですか。13年のことやと思うんですが。

住民：私はね、おそらくね、全量撤去はおそらく無理やと思うです。というのは、これは県にものすごく落ち度があるさかいに、落ち度のある場合はね、先ほど認められへん。

室長：産廃特措法がですか。

住民：うん。あれ、全部報告せんならん。何でこういうことになったかということね、全部報告せんならん。そしたら、すべてが県のミスによるもんやから、おそらくね、私はもう、

室長：ちょっと、はっきりお答えさしていただくんですが、県の実施計画についてはですね、その対策工と、それから事業者の責任追及と、県の対応という、その三つを含めて実施計画をつくらないかんわけです。その中で県はどうしていった。そしてどういう反省をした。そして今後どうするんやということを実施計画の中でございますので、県がたいへん重い失敗をしていたので産廃特措法を適用されないという事例はございません。だから、そういう面では産廃特措法の適用は出来るということだと思うんですが、今、問題は期間が「よりよい原位置浄化策」でもですね、もう期限がちょっと最後完了できない時点になったということです。

住民：いけるんやったら、あんた、もっと真剣にやってもらいたいね。出来るのやったらやってもらいたいわ。出来るのやったら。

室長：だから、去年

住民：県の落ち度があっても出来んねんやったらですね、とことんやって欲しい。

室長：はい。

住民：全面撤去でやってほしいわ。

室長：それは、また第三者の場で、

住民：何でそんなことすんねや。そんなもん県も早よほってやね。無茶苦茶や。言うてはること無茶苦茶でっせ、そんなもん。

住民：はい、すいません。

司会：もう、最後ということにします。

住民：この5月中頃に7自治会を中心に中央公民館かどこかで開くとおっしゃいましたね。その時に、この自治会の方が傍聴という形で来てもらってもいいとおっしゃいましたけ



ども、やっぱり、あの、本当に、これは今さっきおっしゃったように、栗東市全体の問題。大きく言えば琵琶湖の水を飲んでる人の問題なんです。せっかくこうしてね、今日も傍聴に来てくれてはった人の意見を聞けないというのは、ものすごく残念なことやと思うんですね。そして中央公民館を借りて全体の報告会をされるんやったら、その傍聴ということじゃなくて、やっぱりそういう人の意見も聞ける場にして欲しいと思うんですよ。ですから、こういう会議やったらそれに限ってもいいけど、そうでなかったら、この7自治会以外の人意見を聞く場というのが無いし、あくまで傍聴というのだったら、それはちょっとおかしいと思うんですよ。そしたらやっぱり、そういう全体の報告会をされるんでしたら、自由に誰でもが意見を言える場ということにしていきたいと思います。

管理監：5月の中旬に、その場というのはですね、地元住民の皆さんに対する合同の説明会です。説明する内容というのは、予算見送り後の県の今年度の対応方針、大きい意味での、話し合いの場をつくる、緊急対策をやる。その大きい二つ。それから今回の判断について。そういったものしっかりご説明するんですから、意見交換の場ということであれば傍聴ということもあり得るかと思います。説明会ですから、我々、その説明会の参集については7自治会の皆さんを中心にしてご案内しますが、そこへ来られることについてですね、傍聴とか、参加するとか、その単なる説明会、あと質疑の応答とかそういうのをやりますけども、今おっしゃるように傍聴とかそういう範疇では無いように思うんですけどね。意見交換会やったら、ちょっと今7自治会から中心にした関係自治会の皆さんのご意見をお伺いしたいということで運んでますけども。

住民：そしたら、その時は、全体に対する説明会なんですね。

管理監：全体とは言ってません。7自治会の住民の皆さん。

住民：それを、なんでその7自治会に限られるのかなと思うんですよ。やっぱり、本当に全体の他の関心を持っておられる方、さっきもおっしゃったように、120の自治会の会長さんの大部分がやっぱり関心を持っていらっしゃるので、やっぱりそういう場、他の人にも、栗東市民全体に対する説明会というのを、やっぱり持つべきやと思うし、せっかくその計画をしてはるんやったら、全体を対象にして説明会をされたらどうかなと思うんですね。

室長：RD処分場から生活環境保全上の支障が出ておって、その支障の状況をお受けいただく自治会については、過去の経緯も含めて、今の7自治会ということで、去年も経過、去年も進めさせていただいて、それを私ども変更するつもりは今のところ無いです。ただ、ちょっと議論はあるんですが、やはり開かれた県政ということで傍聴で聞いていただくということについては、冒頭の中で自治会の皆さんがそれで良いということであれば、そういうことにさせていただいたら良いのであって、と思っております。

住民：それが今共通の場でね、すごくまっとうな意見を言ってはると思いますよ。それはあきませんって、それだったら話し合いと違いますわ。すべて、それやられるからね。結局だめなんですよ。

室長：被害があるという中でですね、過去の経過を踏まえて7自治会でお願いをしてきた

わけです。これが、・・・

住民：範囲を広げてやったらどうですかと。その来ておられる方も関心があって来ておられるんだから、意見のひとつも言ってもらったらどうですかと。当然じゃないですか。

室長：範囲を広げるうえにおいて、その対策工は、産廃特措法が期限切れたとしても、やっぱり1日も早く解決していきたいという中でですね、今、今年から、その栗東市全体をとというのは、そういうことで、その私はよくわからないんですけど。今までの経過を重要視して、重視してこういうことでやってきているわけですし。

住民：私ちょっとね、今の方の意見に反論するつもりはないんですけども、かと言って皆さん方のね、県の職員の方の肩を持つつもりは毛頭ないんですけども、今の全体を含めた形でされた方がいいっていうのは、それは確かにいいんですけど、この7自治会での説明会、あるいは意見交換会というものでもおそらくまとまらないというはもう目に見えてるんです。それに増して、栗東市全域となったら、もう話がぐっちゃぐちゃになるのは目に見えてます。だからもしそれをやられるんだったら、それはそれでね、別の日に設定をして、された方がいいと思いますよ。私はそういうふうに思いますね。もう話がぐっちゃぐちゃになりますよ。

管理監：最終的には今回の説明会は、合意と納得できる対策工を絞り込んでいく過程の続きやと思っていますから、そういう意味で合意と納得の対象というのは、やっぱり7自治会の皆さんとお互い合意と納得して対策工を絞り込んでいこうやと、話し合いを通じてね。そのための説明会ですから、まず、7自治会住民の皆さん、しっかりのご理解いただく。そのうえでご意見いただくというのが基本やと思っていますので、そういう意味で先ほど、それで今おっしゃったような話。もし、本当に住民に対する説明会が必要やったら別に考えていきたいと思います。

司会：お時間も大分と超過しましたので、いろいろご意見ありがとうございました。また、持ち帰って検討して開示できると思いますので、これで、周辺自治会長会議を閉じたいと思います。ありがとうございました。